

平成 18 年度

随時監査等報告書

- ・ 観光振興施策における長野県と(社)信州・長野県観光協会の連携について
- ・ 長野県出資等外郭団体「改革基本方針」に基づく(社)信州・長野県観光協会の改革進捗状況について

長野県監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、随時監査及び
財政的援助団体監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成 19 年 1 月 22 日

長野県監査委員

樽川 通子

同

東方 久男

同

宮澤 敏文

目 次

第 1	監査の概要	3
1	監査の種類.....	3
2	監査の範囲.....	3
3	監査の着眼点.....	3
4	監査実施期間.....	3
5	監査対象年度.....	3
6	監査対象機関.....	3
第 2	長野県の観光振興施策、推進体制	4
1	長野県観光の現状.....	4
2	「信州わくわく・ゆったり観光アクションプラン」の概要.....	5
3	県の推進体制.....	6
4	観光費決算額の推移.....	7
5	長野県の観光振興予算の概要.....	8
第 3	(社) 信州・長野県観光協会の観光振興施策、組織体制	10
1	沿革.....	10
2	外郭団体見直しに基づく改革基本方針.....	11
3	組織体制.....	11
4	長野県からの財政的援助の概要.....	12
5	(社) 信州・長野県観光協会の事業概要.....	12
6	観光振興事業の概要.....	13
7	施設事業の概要.....	17
8	国民宿舎事業の概要.....	20
第 4	監査の結果	23
1	(社) 信州・長野県観光協会の監査結果.....	23
2	長野県商工部の監査結果.....	24
第 5	監査委員の意見	25
1	(社) 信州・長野県観光協会の位置づけと改革方針の再検討について.....	25
2	(社) 信州・長野県観光協会会員からの会費徴収について.....	26
3	国際観光推進事業の実施方法・事業効果の検証について.....	26
4	施設事業の見直しについて.....	27
5	別荘地管理事業及び温泉管理事業の見直しについて.....	27

第1 監査の概要

1 監査の種類

本監査は、長野県における観光振興施策が、長野県と社団法人信州・長野県観光協会とが連携して効率的、効果的に実施されているか、また、平成16年に策定された「長野県出資等外郭団体『改革基本方針』」において「民間主導の団体へ」とされた社団法人信州・長野県観光協会の改革が、基本方針どおり進捗しているか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項に基づき実施したものである。

2 監査の範囲

長野県及び社団法人信州・長野県観光協会が実施した観光振興施策に係る財務会計事務並びに社団法人信州・長野県観光協会の「改革基本方針」とその進捗状況について監査を実施した。

3 監査の着眼点

- (1) 長野県及び社団法人信州・長野県観光協会の財務会計事務の執行に係る合规性、正確性に加え、経済性、効率性及び有効性のいわゆる3Eの視点。
- (2) 社団法人信州・長野県観光協会の「改革基本方針」に基づく改革の内容及びその進捗状況。
- (3) 県商工部と社団法人信州・長野県観光協会との連携の効率性及び妥当性。

4 監査実施期間

平成18年10月12日から19年1月22日まで。

5 監査対象年度

平成17年度。ただし、必要な範囲で過年度に遡及した。

6 監査対象機関

長野県商工部及び社団法人信州・長野県観光協会。

第2 長野県の観光振興施策、推進体制

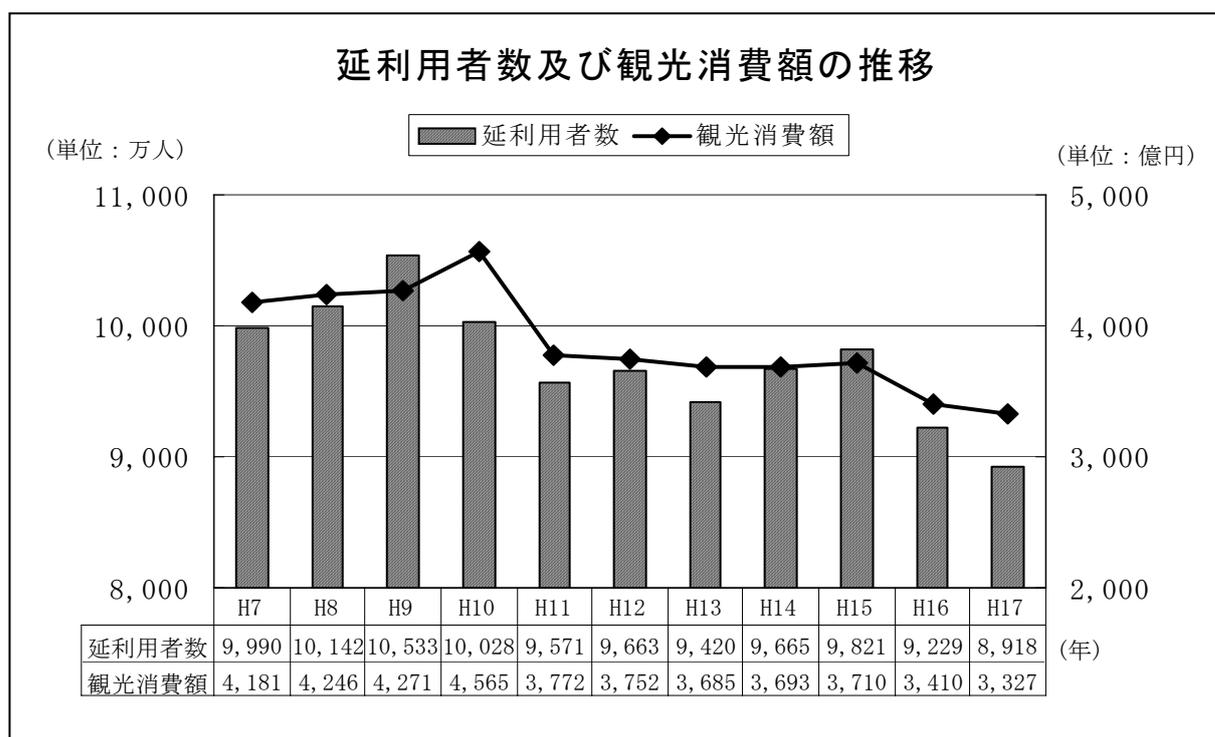
1 長野県観光の現状

(1) 観光地利用者数、観光消費額の推移

平成17年の長野県内の観光地（295カ所）の利用者数は、前年に比べ311万人減の延べ8,918万人となっている。2年連続で前年を下回り、ピーク時の平成3年に比べると1,845万人の減で、昭和61年当時の水準まで減少している。平成16年と比べ減少した原因として商工部は、平成16年には諏訪大社の御柱祭が開催されたこと、旧木曾郡山口村の越県合併、また、愛・地球博が開催されたことなどを上げている。

観光消費額は、前年に比べ82億円減の3,327億円であった。利用者数同様、2年連続で前年を下回り、ピーク時の平成10年に比べると1,238億円の減少となっている。

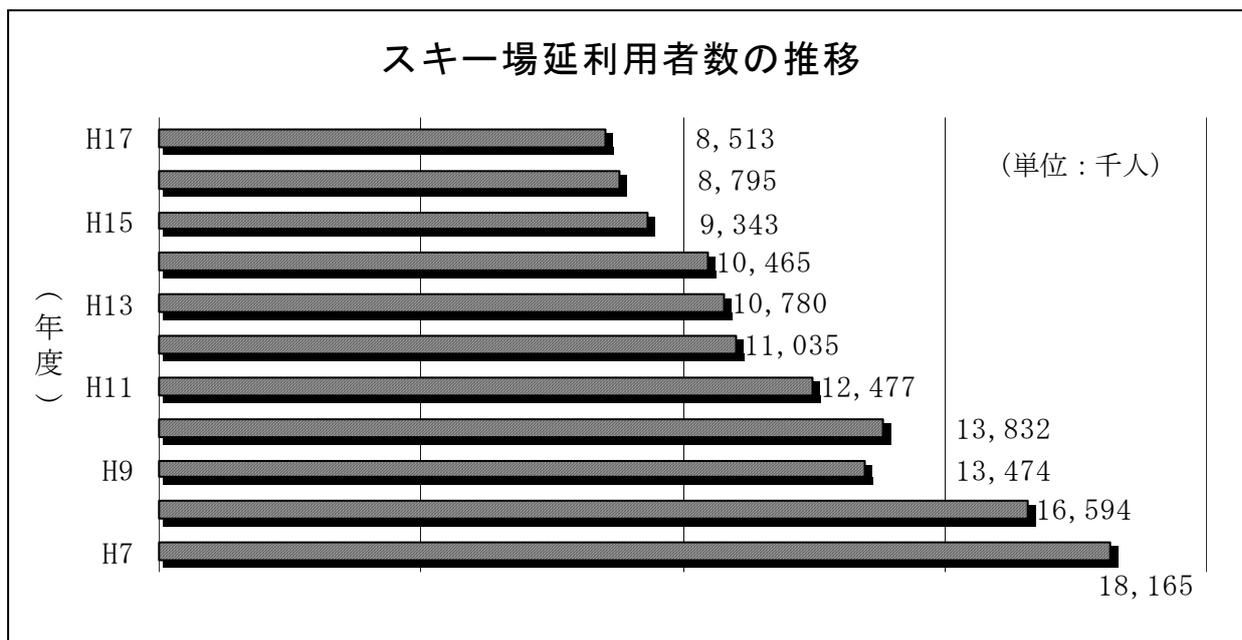
利用者数、消費額ともに減少しているのは、宿泊客の割合が減少していることが大きな原因と考えられ、平成3年には日帰客数と宿泊客数の比率が55：45だったのが、平成17年には66：34となっている。



(2) スキー場利用者数の推移

平成17年度における長野県内106カ所のスキー場の利用者数は、前年度に比べ28万2千人減の延べ851万3千人となっている。これで7年連続前年度を下回り、ピーク時の平成4年度に比べ1,268万人も減少している。ピーク時の利

利用者数と比較すれば平成 17 年度の利用者数は、当時の 4 割に過ぎない。



2 「信州わくわく・ゆったり観光アクションプラン」の概要

観光産業は県の基幹産業の一つでもあることから、長野県では、観光振興を県政の重要課題と位置づけている。

近年、観光志向の多様化・個性化の進展、高速交通網の整備、外国人観光客の増加等の環境変化に対応した施策を展開することで、観光産業を活性化することが求められていることから、県では平成 17 年に「信州わくわく・ゆったり観光アクションプラン」を策定した。

(1) 目的

長野県では、市町村や観光地等と連携して信州への観光客を誘致し、「観光ブランド日本一“信州”の構築」を目指している。

信州わくわく・ゆったり観光アクションプランは、この目標の実現に向けて、県と市町村や観光地等が協働して取り組む事業による誘客の目標値を示し、また、現場の意見を踏まえた、環境変化に適確に対応した施策展開の方向を示すものである。

(2) 推進体制

「観光」の視点から、県が効果的に事業を実施するための部局横断的な体制となる「信州・長野県観光戦略会議」を設置し、クロスファンクショナル及び現地機関と協働した支援を行う体制とする。

県の観光施策	観光ブランド日本一“信州”構築 （“動”と“静”の戦略、ウィークエンド信州）
観光協会の事業	観光マーケティング支援事業 （ホスピタリティ・エコアカデミー、誘客宣伝、スキー王国NAGANO構築、NAGANO・ハートオブジャパン・ワールドプロモーション、信州ブランド化・リピーター創出 等）

(3) 具体的推進策

- ア ホスピタリティ人材の育成（ホスピタリティアカデミーの充実）
- イ 県外からの誘客促進（“動”の戦略（アウトドア王国）、“静”の戦略（ゆったり信州）、ウィークエンド信州（滞在型観光）による効果的な誘客、「楽園信州」の推進）
- ウ 国際観光の推進（地域ごとにターゲットされたプロモーション展開）
- エ 広域観光連携の推進（市町村間連携の支援及び都道府県連携の広域観光の推進）
- オ ブランドを活用した観光戦略（信州ブランドアイデンティティの確立と効果的な販売戦略、新たな信州ブランドの発掘）
- カ 本物志向に対応する訴求力の向上（温泉認証制度や原産地呼称管理制度の対象事業所・品目等の拡大、新たな制度の検討）
- キ 情報受発信の充実（観光情報センター機能の拡充）
- ク 環境共生型観光の推進（景観、自然環境の整備、自然体験型観光の推進）

(4) アクションプランの目標値

項目	平成16年	平成19年
観光地利用者延数(千人/年)	91,706	100,033
動の観光地(千人/年)	49,856	55,455
静の観光地(千人/年)	41,850	44,578
観光消費額(百万円/年)	340,674	394,581
学習旅行来訪学校数(校/年度)	2,009	2,675
外国人宿泊者数(人/年)	67,286	101,359

注：動の観光地とは山岳・高原・湖沼の観光地を、静の観光地とは温泉・名所・旧跡の観光地をいい、16年数値から旧山口村分を除いてある。

3 県の推進体制

観光振興に関する業務を民間主導（社団法人信州・長野県観光協会）に移行す

るため、平成14年度をもって商工部観光課が廃止されて以降、県の推進体制は次のように毎年度、組織改正が行われてきた。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
観 光 課	12名 [廃止]				
産 業 振 興 課 観 光 係		→ 4名	→ 6名 [廃止]		→ 6名 産業政策チーム 企画・観光エッセ
信州ブランド・観光戦略局 観光・物産振興チーム				→ 9名 [廃止]	
経 営 戦 略 局 旅 客 誘 致 グ ル ー プ		→ 4名 [廃止]			
観 光 協 会 へ の 派 遣	4名	→ 13名	→ 10名	8名	→ 13名
合 計	16名	21名	16名	17名	19名

4 観光費決算額の推移

長野県一般会計歳出 8款商工費 2項観光費 1目観光費決算額の直近5カ年の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
報 酬	122	0	0	0	0
共 済 費	41	41	0	0	0
賃 金	349	351	342	0	0
報 償 費	3,285	2,276	80	396	460
旅 費	5,460	6,028	959	1,367	4,632
需 用 費	6,373	4,016	2,227	5,988	8,913
役 務 費	1,311	1,460	184	374	48,827
委 託 料	39,060	72,361	73,593	115,264	117,539
使用料及び 賃借料	2,398	13,225	17,680	18,098	18,504
工事請負費	44,625	0	0	8,255	9,744
負担金、補助 及び交付金	298,308	172,983	201,390	269,701	209,886
貸 付 金	2,700,000	2,000,000	200,000	200,000	200,000
計	3,101,331	2,272,740	496,454	619,443	618,505
貸付金を除いた 合 計	401,331	272,740	296,454	419,443	418,505

5 長野県の観光振興予算の概要

信州への誘客を図る観光のブランド化・マーケティングを推進するため、平成17年度においては、信州のアウトドア資源を活かした「動」の魅力と温泉や文化・芸術資源を活かした「静」の魅力を世代に応じて戦略的に情報発信するとともに、都市圏生活者に週末を信州で過ごすライフスタイルを提案し、信州への誘客を促進する「観光ブランド日本一“信州”構築事業」並びに長野県への誘客促進とリピーター創出を図るために社団法人信州・長野県観光協会が実施する事業を支援する「観光マーケティング支援事業」等を実施した。

(1) 観光ブランド日本一“信州”構築事業の実績（平成17年度）

予算額：8,917万7千円 支出済額：8,265万5,585円

項目	実績等
ロゴ・キャッチフレーズ作成	「シンシユー・ベリーマッチ。」
交通広告	・東京メトロ中吊り広告 2,870枚掲出 ・JR駅ポスター掲出 秋：温泉 26枚掲出 冬：スキー 40枚掲出
雑誌広告	「オレンジページ」「旅行読売」に掲載
ポスター配布	都市圏の大学、タイヤショップ等へ配布 5,000枚
テレビCM	テレビ東京28回、朝日放送17回、中部日本放送11回
ラジオ番組	文化放送26回
WEB	キャンペーンサイト sinshuu.com
キャンペーン	信州温泉着物隊 2,000人参加 スキー王国NAGANO宣伝隊 16,000人参加
イベント開催	・「シンシユー・ベリーマッチ。ふらっと信州」キャンペーン記者発表 メディア94社参加 ・「がんばろう新潟」キャンペーン 54人をご招待 ・スキー王国NAGANO開幕直前イベント 2,000人参加

観光ブランド日本一“信州”構築業務に係る企画・制作・イベント実施に関する業務を公募型プロポーザルにより、㈱博報堂プロダクツに24,400,215円で委託している。委託期間は、平成17年8月25日から平成18年3月31日までである。

(2) 観光マーケティング支援事業の実績（平成17年度）

予算額：1億1,842万1千円 支出済額：1億1,838万2,700円

長野県が社団法人信州・長野県観光協会に対し、観光マーケティング支援事

業の負担金として支出した分の同協会における事業別支出状況は次のとおりである。

(単位：円)

事業名・事業内容等	総支出額	県負担金	その他
信州ブランド化・リピータ創出推進事業費	5,496,733	5,076,733	420,000
グリーンシーズン期のスキー場活性化事業	798,976	798,976	0
温泉天国NAGANO構築事業	4,697,757	4,277,757	420,000
国際観光推進事業費	34,607,069	33,879,926	727,143
外国人観光客誘致推進事業	34,607,069	33,879,926	727,143
スキー王国NAGANO構築事業費	29,948,478	29,948,478	0
スキー王国NAGANO構築事業	29,948,478	29,948,478	0
信州ホスピタリティ・エコアカデミー構築事業費	2,724,379	2,724,379	0
信州ホスピタリティ・エコアカデミー構築事業	2,724,379	2,724,379	0
誘客宣伝事業費	35,477,484	34,791,484	686,000
観光キャンペーン推進事業	17,881,751	17,881,751	0
旅行商品造成商談会開催事業	4,271,397	4,271,397	0
観光物産展開催事業	8,074,336	8,074,336	0
九州地区観光宣伝委託業務費	5,250,000	4,564,000	686,000
合 計	108,254,143	106,421,000	1,833,143

第3 (社) 信州・長野県観光協会の観光振興施策、組織体制

1 沿革

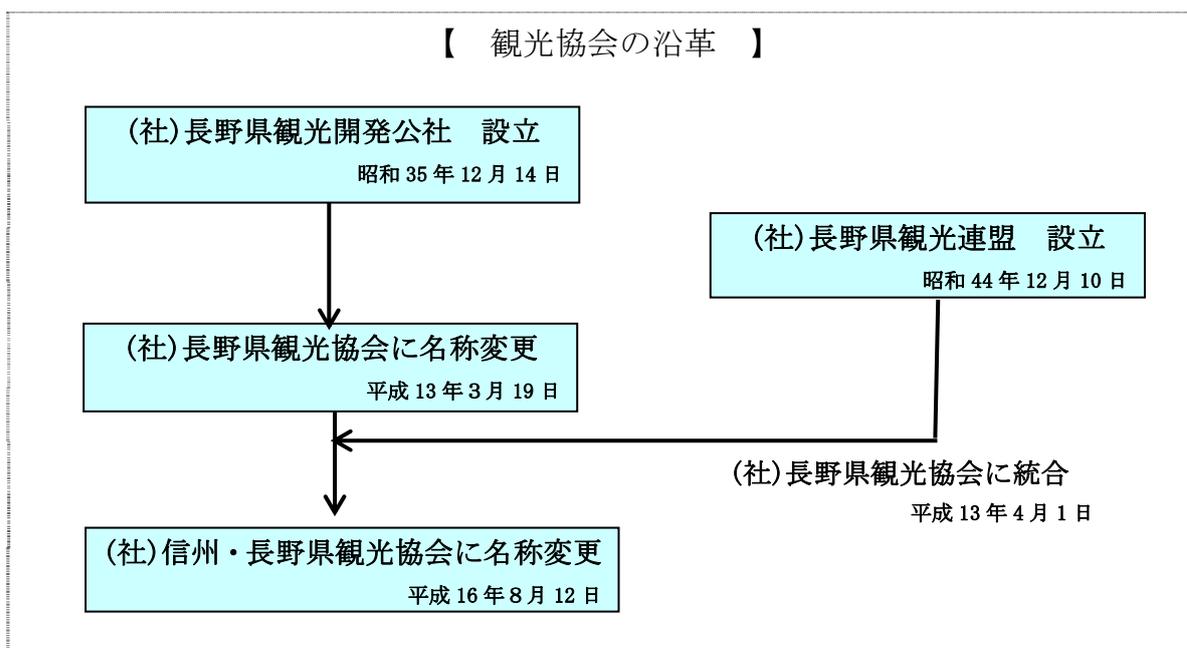
社団法人信州・長野県観光協会（以下「観光協会」という。）は、社団法人長野県観光開発公社（以下「開発公社」という。）と社団法人長野県観光連盟（以下「観光連盟」という。）が、平成13年4月に統合したことによって発足した法人である。

昭和35年12月、観光資源を開発し、複合産業としての観光事業の振興を図るために設立された開発公社は、観光開発のための調査、実施計画の策定から観光施設の整備、運営といった、いわば観光振興の施設整備（ハード事業）を担当してきた。

一方、昭和44年12月、県内の観光事業団体等の協力を得て設立された観光連盟は、観光宣伝、観光情報の提供といった、いわば観光プロモーション事業（ソフト事業）を担当してきた。

このように、2つの法人が別々に担当するより、法人を統合して総合的かつ効率的に観光振興策を実施したほうが効果的であるとの観点から、平成13年4月に2つの法人を統合し、社団法人長野県観光協会が発足した。

平成16年8月、当時の理事長であった田中康夫前長野県知事が、自らの職名を「信州・長野県知事」としていたことから、法人の名称も社団法人信州・長野県観光協会と変更した。



2 外郭団体見直しに基づく改革基本方針

平成 16 年 6 月に策定された長野県出資等外郭団体「改革基本方針」では、観光協会を民間主導の団体へ改革するとし、平成 16 年度から民営化の推進のために組織の検討を行うとしている。

また、改革に向けての具体策として、「①戦略的な観光プロモーションの実施により、企業経営の手法を取り入れた運営を行っていく。②機動的で、意思決定しやすい組織編成、業務のアウトソーシング等により効率的な運営体制を構築する。③株式会社化への可否の検討は、収益確保の見通しを十分見極めたうえで平成 16 年度中に進めていく。」ことを掲げている。

観光協会を所管する商工部は、株式会社とするのではなく、民間主導による社団法人として引き続き運営していくとし、その移行段階として、県は引き続き観光協会に対する人的・財政的な支援を行っていくとしている。なお、プロモーション業務を県から観光協会に移管したことから、平成 17 年度には削減した県から観光協会への派遣職員は、平成 18 年度には 5 名増加し、13 名となっている。

3 組織体制

平成 18 年 4 月 1 日現在の観光協会の組織と人員配置は、以下のとおりである。

		人 数	内 訳					
			プロパー	県派遣	臨時職員	嘱託員	民間派遣	その他
理 事 会	理事長	1						
	理事	14						
	専務理事	—						
	常務理事	1						
	計	16						
事 務 局	事務局長	1		1				
	総務部	3	3					
	企画広報室	5	2	1	2			
	商品企画部	5	2	3				
	マーケティング部	4		3				1
	ブランド化推進部	4		4				
	学習旅行誘致推進協議会	3	2		1			
	東京観光情報センター	6	1	1	2	1	1	
	名古屋観光情報センター	4	2		1		1	
	大阪観光情報センター	4	2		1	1		
計	39	14	13	7	2	2	1	

注：「その他」とは、財団法人長野県中小企業振興センターからの派遣職員。

4 長野県からの財政的援助の概要

長野県は、観光協会と連携して誘客を図るため、第2 長野県の観光振興施策、推進体制 3 観光振興策の推進体制（6 ページ）に記載したとおり、県職員を観光協会へ派遣しているほか、平成 17 年度では以下の財政措置を講じている。

項目	17 年度の状況	内 容 等
出資金	100,000,000 円	基本財産の 80.4%相当。
貸付金	200,000,000 円	国民宿舎軽井沢高原荘の改修費として、平成 7 年度と 8 年度に各 1 億円を無利息で貸付。
補助金	70,763,828 円	長野県から観光協会に派遣されている県職員の給与相当分を助成。
負担金	106,421,000 円	県が実施するプロモーション事業と連携し、誘客を図る商品造成等に要する経費を負担。 17 年度当初では 70,688 千円の交付決定がなされたが、確定額は 106,421 千円である。
	13,865,000 円	観光協会の会費。観光協会の会費収入は、16 年度以降、県会費のみである。
委託料	70,920,000 円	県外観光案内所（東京、名古屋、大阪）における県内観光地の観光宣伝業務に関する委託。 観光協会との 1 者随意契約。
	8,000,000 円	長野県観光情報ホームページ及び観光情報データベース維持管理（更新作業）に関する委託。 観光協会との 1 者随意契約。

5 （社）信州・長野県観光協会の事業概要

観光協会は、平成 17 年度に「観光振興事業」「施設事業」「国民宿舎事業」の 3 事業を行っており、事業ごとに会計処理している。主な内容は、以下の通りである。

(1) 観光振興事業

外国人観光客を積極的に誘客するための海外プロモーション事業、スキー観光の再生に向けたさまざまな企画・イベントを実施している。

また、長野県への誘客を図るため、観光案内業務、観光情報の提供、観光展や物産展への参加等を行っている。

(2) 施設事業

宿泊施設、休憩施設、文化施設等の観光施設建設の要望を市町村から募り、要望のあった施設を当該市町村から無償で借り受けた用地に観光協会が建設し、完成と同時に当該市町村に割賦販売する事業である。

(3) 国民宿舎事業

観光協会の公益事業を補完する目的で、昭和 49 年から国民宿舎軽井沢高原荘を運営していたが、同施設は平成 17 年 9 月 30 日をもって閉鎖された。

6 観光振興事業の概要

(1) 事業内容

平成 17 年度に観光協会として実施した観光振興の事業の内容、実績は以下のとおりである。

事業名	事業内容
信州ブランド化・リピーター創出推進事業	<p>温泉地を中心とした滞在型旅行企画商品の提案、信州ならではのイベント開催に併せたツアー造成。</p> <p>ア グリーン期のスキー場の活性化のため、パンフレット（「もっと気軽にトレッキング」）の作成</p> <p>イ 温泉と食を楽しむ旅行商品「大人の小径」の造成</p> <p>ウ 日本旅行との共同企画「信州温泉学校」、クラブツーリズムの「信州こだわり紀行」「温泉とスキーの旅」等の造成</p> <p>エ 日本旅行との共同企画「雪と花火のファンタジー in 北志賀」等の実施</p>
観光協会推奨ツアー企画提案事業	<p>信州への滞在型旅行商品企画を旅行代理店等に提案する商談会を松本、名古屋、大阪、福岡、東京で開催（延 9 回）。</p>
国際観光推進事業（海外プロモーション事業）	<p>(1) 海外の旅行エージェント・マスコミ関係者の視察・取材</p> <p>ア プレストリップ</p> <p>ドイツグルメ雑誌記者、韓国新聞社（朝鮮日報）、香港旅行ガイドブック（星出出版）、韓国マスコミ・旅行エージェント、中国浙江省メディア（都市快報・銭江晩報）等 14 件</p> <p>イ エージェントトリップ</p> <p>台湾旅行エージェント・マスコミ、韓国旅行エージェント（ゴルフ専門 15 社）、台湾華信航空・旅行エージェント・マスコミ、韓国ゴルフエージェント・航空会社、中国旅行社等 15 件</p> <p>(2) 海外プロモーション（観光説明・商談会）の実施</p> <p>韓国ゴルフツアー取扱旅行エージェントとの商談会（東京）、韓国観光説明会・商談会（ソウル・釜山）、香港・広州観光説明・商談会（香港・広州）等 10 件</p> <p>（開催地＝東京 4、韓国 2、中国 2、台湾 2、オーストラリア 1）</p>

	<p>(3) 信州まつもと空港を利用した国際チャーター便の運行によるツアーの造成</p> <p>ア 香港 香港ドラゴン航空 (H17.6.11) 香港⇒松本 124名、松本⇒香港 105名</p> <p>イ 台湾 中華航空 (H17.11.2、H17.11.6) 台北⇄松本 台湾参加者 120名 松本⇄台北 長野県参加者 114名</p>
スキー王国NAGANO 構築事業	<p>(1) スノースポーツ普及事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信州スノーキッズ倶楽部の設立、運営 (7,779 会員) ・首都圏小学生対象「スノーキャンプ in 信州」(参加 153 人)
	<p>(2) スキー場イベント展開事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バレンタインデーフェア (参加スキー場 21) ・ホワイトデーフェア (参加スキー場 20) ・スキー王国 NAGANO の日 (参加スキー場 19)
	<p>(3) サービス向上・インフラ整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「信州ゲレンデサポーター」がアンケート調査を実施 ・ホームページに「スキー場目安箱」を設置 ・「雪道お助け隊」(6 エリア、利用台数 4,660 台)
	<p>(4) 情報発信事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大都市圏での PR イベント (計 19 回) ・プレゼントキャンペーンの実施 ・情報冊子「子供と行きたいスキー場」発行 ・外国語パンフレット (ハンガール語・英語) の作成 ・旅行代理店等に企画商品の提案、イベント情報の提供 ・「ゲレンデレポート派遣事業」でスキー場の魅力をブログで公開 ・お客様の投票による「おすすめベスト 5 事業」
信州ホスピタリティ・エコアカデミー事業	質の高いホスピタリティを提供するとともに、体験観光をサポートする人材を育成するため、セミナーを開催。
観光情報提供事業	長野県観光情報ホームページ「さわやか信州旅ネット」の更新。17 年度のアクセス件数は 94 万 4 千件 (前年比 126%)。
観光情報センターの運営	東京、名古屋、大阪の観光情報センターでの観光案内、情報提供、マスコミへの取材協力、旅行エージェントへの提案営業等。

誘客宣伝事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「信州観光」マップ等の増刷 ・「中部の広域観光展」(東京駅八重洲中央口) ・「信州の観光と物産展」(松坂屋上野店、名古屋店) ・「信州フェア」(京王ストア聖蹟桜ヶ丘店、岩田屋本店、台湾高雄市大統百貨和平店)
学習旅行誘致推進事業	長野県学習旅行誘致推進協議会が主体で実施した事業の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・誘致キャラバン隊派遣(東京都、大阪市、福岡県) ・旅行会社学習旅行実務担当者の県内視察を実施 ・学習旅行誘致説明会の実施(東京、名古屋、大阪、福岡) ・海外からの学習旅行誘致活動 ・市場調査の実施 ・情報提供(広報誌の発行、ホームページ等) ・研修事業(勉強会、インストラクター講習会等)

(2) 業績の推移

観光振興事業会計の財務諸表は次のとおりである。

観光振興事業会計 収支計算書

(単位：千円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収 入	会費収入	35,856	35,426	13,865	13,865
	事業収入	5,374	6,267	15,151	20,457
	受託事業収入	65,462	70,481	67,959	70,990
	補助金収入	30,528	165,557	173,250	70,764
	負担金収入	24,417	10,856	10,003	120,102
	寄附金収入				32,774
	雑収入	145	3,541	1,120	1,391
	積立預金取崩収入	4,206		2,034	
	繰入金収入	28,820	48,980	44,467	
	計	194,808	341,109	327,849	330,343
支 出	事業費	119,525	207,829	178,235	201,730
	管理費	74,500	127,848	142,121	104,006
	固定資産取得支出			76	130
	積立預金支出	583	682	1,045	647
	計	194,609	336,359	321,477	306,514
当期収支差額		199	4,750	6,372	23,830
次期繰越収支差額		10,520	15,270	21,642	45,472

注：千円単位で四捨五入しているため、合計額と一致しない。

観光振興事業会計 正味財産増減計算書

(単位：千円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
増加原因の部	会費収入	35,856	35,426	13,865	13,865
	事業収入	5,374	6,267	15,151	20,457
	受託事業収入	65,462	70,481	67,959	70,990
	補助金収入	30,528	165,557	173,250	70,764
	負担金収入	24,417	10,856	10,003	120,102
	寄付金収入				32,774
	雑収入	145	3,541	1,120	1,391
	固定資産修正額				40
	繰入金収入	28,820	48,980	44,467	
	計	190,602	341,109	325,816	330,383
減少原因の部	事業費	119,525	207,829	178,235	201,730
	管理費	70,294	127,848	140,087	104,006
	減価償却額	162	111	75	
	退職給与引当金繰入額	583	682	1,045	647
	計	190,565	336,470	319,442	306,384
当期正味財産増加(減少)額		37	4,639	6,372	24,000
期末正味財産合計額		11,328	15,966	22,340	46,340

注：千円単位で四捨五入しているため、合計額と一致しない。

平成15年度から県の観光振興策を観光協会主導で実施することになったことから、補助金収入、事業費及び管理費が増大している。

観光振興事業について、県からは「観光事業振興助成補助金」として助成していたが、包括外部監査人の意見を踏まえ、平成17年度から「観光マーケティング支援事業負担金」として支出している。従って、17年度は補助金収入が減少し、負担金収入が増加している。

観光振興事業会計 貸借対照表

(単位：千円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資 産	流動資産	35,450	72,838	88,345	128,641
	預金	9,399	14,508	33,101	97,185
	未収金	26,050	58,224	54,963	31,096
	前払金			11	278
	仮払金		106	270	83
	固定資産	5,908	6,478	5,491	6,308
	器具備品	278	167	91	91
	退職給与積立預金	5,100	5,782	4,793	5,441
	電話加入権			76	76
	弁済業務保証金分担金	500	500	500	600
	出資金	30	30	30	100
計	41,357	79,316	93,836	134,950	
負 債	流動負債	24,929	57,568	66,703	83,169
	預り金	1,523	1,820	1,698	1,236
	未払金	23,406	55,748	65,005	81,933
	固定負債	5,100	5,782	4,793	5,441
	退職給与引当金	5,100	5,782	4,793	5,441
計	30,029	63,350	71,497	88,610	
正味財産		11,328	15,966	22,340	46,340
負債及び正味財産合計		41,357	79,316	93,836	134,950

注：千円単位で四捨五入しているため、合計額と一致しない。

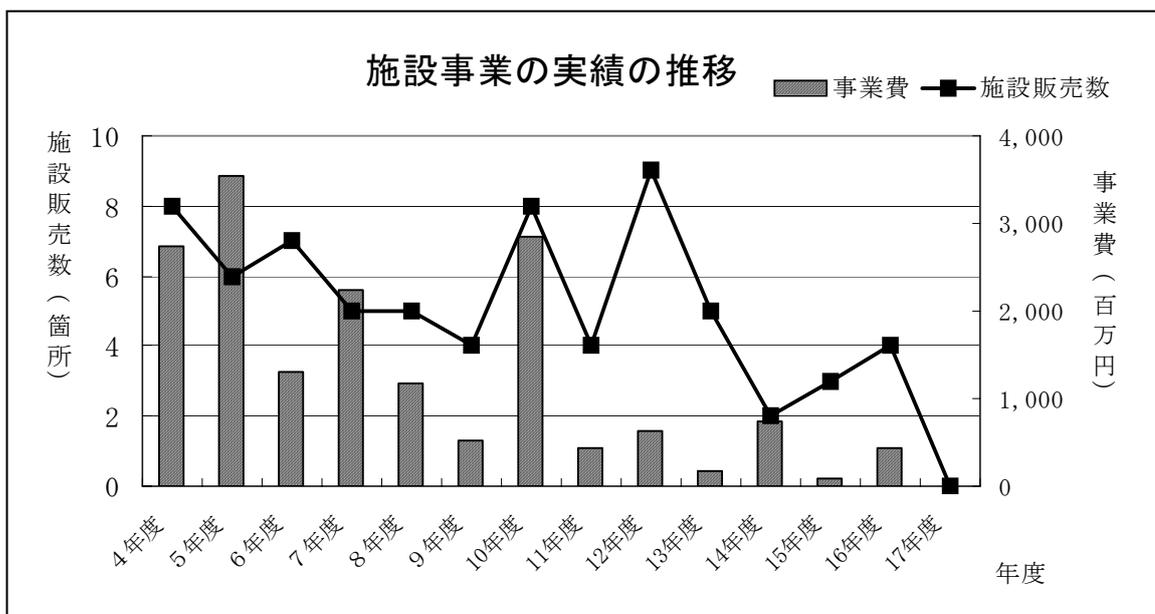
7 施設事業の概要

(1) 事業内容

施設事業とは、市町村から宿泊・休憩施設、文化施設等の観光施設の建設要望を募り、要望のあった施設を当該市町村から無償で借り受けた用地に建設し、完成と同時に当該市町村に割賦販売方式で売却する事業である。

平成17年度末現在、販売総件数は339件、総事業費は316億5,515万426円である。なお、17年度に販売した施設はない。

平成4年度以降の施設事業の実績は次のとおりである。



(2) 業績の推移

施設事業会計の財務諸表は次のとおりである。

施設事業会計 収支計算書

(単位：千円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収 入	基本財産運用収入	619	205	372	583
	事業収入	1,292,490	1,290,694	1,045,813	1,019,224
	補助金収入	2,602	4,739		
	貸付金収入	223	235	1,330	
	雑収入	1,395	6,767	320	270
	固定資産売却収入		6,735		20,401
	積立預金取崩収入	25,749		23,837	42,951
	借入金収入	4,242,000	3,312,000	2,720,000	1,785,000
	計	5,565,078	4,621,375	3,791,672	2,868,429
支 出	事業費	735,187	195,559	328,403	720
	管理費	119,706	67,253	78,041	83,372
	固定資産取得支出	2,245	18,507	2,433	2,976
	借入金返済支出	4,652,000	4,242,000	3,312,000	2,720,000
	積立預金支出	3,975		3,280	3,210
	その他の支出	21,372	33,910	28,220	24,906
	繰入金支出	28,820	48,980	44,467	
	計	5,563,306	4,606,209	3,796,845	2,835,184
当期収支差額		1,772	15,166	△ 5,173	33,245
次期繰越収支差額		25,060	40,226	35,053	68,299

注：千円単位で四捨五入しているため、合計額と一致しない。

施設事業会計 正味財産増減計算書

(単位：千円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
増加原因の部	基本財産運用収入	619	205	372	583
	事業利子収入	164,279	149,232	123,335	110,671
	施設建設工事高	749,993	79,518	443,533	
	補助金収入	2,602	4,739		
	雑収入	2,508	6,767	320	270
	固定資産売却益				13,520
	用地事業引当金取崩額			110,798	
	計	920,001	240,461	678,358	125,045
減少原因の部	事業費	3,516	1,835	743	720
	施設建設工事原価	749,993	79,518	443,533	
	管理費	115,344	101,163	82,424	65,680
	固定資産売却損				890
	減価償却額	593	987	1,125	1,167
	退職給与引当金繰入額	3,945		3,280	4,734
	商品等評価損			100,887	
	国民宿舎事業損失				345,000
	繰入金支出	28,820	48,980	44,467	
	計	902,211	232,483	676,460	418,191
当期正味財産増加(減少)額		17,790	7,978	1,898	△ 293,147
期末正味財産合計額		2,272,731	2,280,709	2,282,608	1,989,461

注：千円単位で四捨五入しているため、合計額と一致しない。

施設事業会計 貸借対照表

(単位：千円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資 産	流動資産	145,026	273,195	55,990	83,836
	預金	24,667	27,957	25,280	17,683
	未収金	2,602	13,808	16,178	51,470
	商品	89,519	89,519	14,406	14,406
	用地事業仮勘定	25,895	25,895	121	121
	施設事業仮勘定	1,668	115,873		
	その他	675	143	4	156
	固定資産	6,665,349	5,613,956	5,114,432	3,815,176
	基本財産	124,450	124,450	124,450	124,450
	長期未収金	5,967,741	4,905,797	4,426,853	3,518,300
	収益事業勘定	345,000	345,000	345,000	
	退職給与積立預金	181,962	181,962	161,405	123,541
	その他	46,196	56,747	56,725	48,885
	計	6,810,375	5,887,151	5,170,422	3,899,012
負 債	流動負債	4,244,884	3,313,682	2,726,410	1,786,010
	借入金	4,242,000	3,312,000	2,720,000	1,785,000
	未払金	1,666	785	5,474	658
	その他	1,218	898	936	351
	固定負債	292,760	292,760	161,405	123,541
	退職給与引当金	181,962	181,962	161,405	123,541
	用地事業引当金	110,798	110,798		
計	4,537,644	3,606,442	2,887,814	1,909,551	
正味財産	2,272,731	2,280,709	2,282,608	1,989,461	
負債及び正味財産合計	6,810,375	5,887,151	5,170,422	3,899,012	

注：千円単位で四捨五入しているため、合計額と一致しない。

8 国民宿舎事業の概要

(1) 事業内容

国民宿舎事業の主な事業は、国民宿舎軽井沢高原荘の運営である。同国民宿舎は、軽井沢町が策定したスポーツ・レクリエーションゾーン開発構想の中心的施設として、同町からの要請を受けて、観光協会が昭和49年度に建設し、運営を行ってきた施設である。

施設の老朽化が進み、利用率も年々低下していたことから、同国民宿舎は平成17年9月30日をもって閉鎖された。

国民宿舎事業はこのほかに、別荘管理事業（以前分譲した別荘地のパトロール事業）及び温泉管理事業（別荘地に引いている温泉給湯設備のメンテナンス業務）を行っている。

(2) 業績の推移

施設事業会計の財務諸表は次のとおりである。

国民宿舎事業会計 収支計算書

(単位：千円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収入	国民宿舎事業収入	122,348	123,030	127,636	72,207
	温泉管理事業収入	20,636	19,908	19,777	20,116
	別荘地管理事業収入	4,542	4,421	4,184	4,361
	雑収入	296	892	361	3,852
	固定資産売却収入			39,000	9,656
	借入金収入	252,000	239,000	180,000	217,000
	計	399,822	387,251	370,958	327,192
支出	国民宿舎事業費	106,479	108,764	115,852	62,662
	温泉管理事業費	18,379	16,859	16,992	16,640
	別荘地管理事業費	3,989	3,706	4,093	4,126
	国民宿舎閉鎖関連費				61,419
	固定資産取得支出	23,684	11,813	2,249	600
	借入金返済支出	252,000	252,000	239,000	180,000
	計	404,531	393,142	378,187	325,447
当期収支差額		△ 4,709	△ 5,891	△ 7,229	1,745
次期繰越収支差額		12,955	7,064	△ 166	1,579

注：千円単位で四捨五入しているため、合計額と一致しない。

国民宿舎事業会計 正味財産増減計算書

(単位：千円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
増加原因の部	国民宿舎事業収入	122,452	123,030	127,636	72,207
	温泉管理事業収入	20,636	19,908	19,777	20,116
	別荘地管理事業収入	4,542	4,421	4,184	4,361
	雑収入	296	892	361	3,852
	施設事業免除益				345,000
	計	147,926	148,251	151,958	445,536
減少原因の部	国民宿舎事業費	106,448	108,777	115,230	63,986
	温泉管理事業費	18,379	19,135	19,545	18,906
	別荘地管理事業費	3,989	3,706	4,093	4,126
	減価償却額	21,434	20,128	19,261	
	投資有価証券売却損			142	2,960
	固定資産除却損		122	57	357,891
	国民宿舎閉鎖関連費				61,419
計	150,249	151,868	158,328	509,288	
当期正味財産増加(減少)額		△ 2,324	△ 3,617	△ 6,371	△ 63,752
期末正味財産合計額		△ 120,443	△ 124,060	△ 130,430	△ 194,183

注：千円単位で四捨五入しているため、合計額と一致しない。

国民宿舎事業会計 貸借対照表

(単位：千円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資 産	流動資産	26,879	17,301	15,600	6,634
	預金	24,115	13,865	10,677	4,155
	未収金	1,760	2,402	3,598	2,392
	その他	1,005	1,034	1,324	86
	固定資産	462,626	451,912	393,411	21,238
	有形固定資産	405,215	393,871	374,370	21,238
	建物	349,177	335,502	321,067	
	その他の有形固定資産	56,037	58,369	53,303	21,238
	無形固定資産	5,811	6,441	6,441	
	その他の固定資産	51,600	51,600	12,600	
	繰延勘定	515	265	514	22
前払費用	515	265	514	22	
計	490,020	469,479	409,525	27,894	
負 債	流動負債	265,463	248,538	194,956	222,077
	未払金	9,139	5,571	11,199	1,062
	借入金	252,000	239,000	180,000	217,000
	預り金	4,324	3,967	3,756	3,904
	前受金				111
	固定負債	345,000	345,000	345,000	
	施設事業勘定	345,000	345,000	345,000	
計	610,463	593,538	539,956	222,077	
正味財産	△ 120,443	△ 124,060	△ 130,430	△ 194,183	
負債及び正味財産合計	490,020	469,479	409,525	27,894	

注1：施設事業会計の固定資産に含まれる収益事業勘定345,000千円と対応させるため、総会承認決算書の正味財産から固定負債に施設事業勘定として同額だけ振り替えている。

注2：千円単位で四捨五入しているため、合計額と一致しない。

第4 監査の結果

1 (社) 信州・長野県観光協会の監査結果

(1) 指導事項

ア 正確な決算書の作成・公表

観光協会の平成17年度決算書のうち、施設事業会計と国民宿舎事業会計の数字に一部誤りがあり、勘定科目が不適切なものがあつた。数字の誤りは、監査委員の指摘により平成18年11月17日の観光協会臨時総会で修正されている。今後は、事業費と管理費の区分や事業費の形態別科目表示についても「公益法人会計基準」(以下「会計基準」という。)に準拠し、正確な決算書の作成・公表に努めること。

イ 経理規程の早急な改正

会計基準の改正と国民宿舎事業の廃止に伴い、観光協会経理規程第8条ただし書きの「企業会計の基準を適用することがより合理的と認められる事業については、企業会計の基準を適用することができる。」及び同規程第73条第2項を削除すること。また、同規程別表の正味財産増減計算書や貸借対照表の様式についてもいまだ会計基準に準じた改正が行われていない。早急に同規程を改正すること。

ウ 不適切な事務処理の改正

給付の完了を確認したことを証明する書類がほとんど作成されていないなど、不適切な事務処理が見受けられた。観光協会の経理規程に基づき、今後は適正な事務処理に努めること。

(2) 検討事項

ア 販売用不動産の有効活用

平成15年度に実施した監査の際に、販売用不動産として所有する資産の有効活用について検討するよう指示していたにもかかわらず、平成18年3月末現在、売却されておらず、また、具体的な活用方針も策定されていない。当該不動産の中には、貴重な動物が生息していることから売却が困難な土地も含まれている。関係機関と連携を図りながら、販売用不動産の有効活用について早急に方針を明らかにすること。

所在地等		面積 (㎡)	金額 (円)
商 品	南軽井沢小倉の里別荘分譲地	7,707	11,529,014
	白馬山麓落倉別荘分譲地	2,060	1,244,135
	白馬山麓落倉保健休養地	129,220	1,633,185
事業仮勘定	御代田町一ノ沢	5,811	120,729
計		144,798	14,527,063

イ 職員保養施設等の有効活用

平成18年3月末現在、施設事業会計財産目録の「その他の固定資産」に計上されている次の表の土地、建物等の中には、職員の保養施設として建設したものの老朽化のため現在は使用されていない資産が含まれている。上記アの販売用不動産とともに早急に有効活用についての方針を明らかにすること。

区分	所在地等	面積 (㎡)	金額 (円)
土地	高瀬別荘地	5,917.53	3,486,272
	南軽井沢小倉の里別荘分譲地	2,512.00	8,793,188
	菅平高原白樺台別荘地	941.00	1,013,312
	小 計	9,370.53	13,292,772
建物	高瀬別荘地	86.50、73.26	812,176
	南軽井沢小倉の里別荘分譲地	70.95、10.93	825,142
	菅平高原白樺台別荘地	56.31	281,079
	職員宿舎 (大阪府)	63.57	10,795,960
	小 計	361.52	12,714,357
温泉利用権 (高瀬別荘地)			28,212
合 計			26,035,341

2 長野県商工部の監査結果

(1) 指導事項

ア 改革基本方針にそった観光協会の改革の推進

長野県出資等外郭団体「改革基本方針」を踏まえ、商工部は、観光協会を民間主導による社団法人として運営していく方針としているが、事務局職員39人のうち、プロパー職員14人に対し県派遣職員が13人になっているなど、県が相当程度関与しており、観光協会の改革方針に反する状況と言わざるをえない。

今後は商工部が掲げた改革方針にそって改革を進めていくこと。改革方針を転換する場合は、必要な手続きを経たうえで早急にその旨を公表すること。

第5 監査委員の意見

長野県商工部及び観光協会に対し、次のとおり監査委員としての意見を述べる。各意見に対し、商工部及び観光協会としての見解あるいは対応策を早急にまとめられることを望む。

1 (社) 信州・長野県観光協会の位置づけと改革方針の再検討について

長野県が掲げる「観光ブランド日本一 “信州” の構築」を目指して、観光協会は、県と協働で観光振興施策を実施している。県は、民間主導による社団法人として観光協会を運営していく方針で、常務理事に民間出身者を配置し、民間的な発想・アイデアを取り入れようとすることは、観光協会の活性化、ひいては長野県観光産業の活性化にもつながるものと評価できる。

しかしながら、観光協会の事務局職員 39 人のうち、民間企業から派遣されている者は、東京と名古屋の観光情報センターに勤務する 2 人のみであること、事務局長は県派遣職員で、観光協会の企画立案部門である企画広報室・商品企画部・マーケティング部・ブランド化推進部所属の 18 人のうち、県派遣職員が 11 人に対し、プロパー職員はわずか 4 人のみであること、さらに、観光協会の観光振興事業会計の収入は、県からの会費、負担金がほとんどであることなどを踏まえると、観光協会は民間主導による社団法人ではなく、長野県の観光振興施策を実施する県の現地機関の一つと言わざるを得ない。このことは、平成 14 年度末をもって県観光課を廃止し、観光振興事業を観光協会へ移管したこと、観光協会の理事長を県知事が兼務していることから明らかである。

民間主導の社団法人という目標を掲げながらも、観光協会の現状は、県の指導の下に事業を実施しており、責任を持って主体的に事業を実施しているとはいえない状況である。

したがってこの際、県と観光協会の役割を再度、明確に区分した上で、観光協会の位置づけや改革方針の見直しをする必要があると考える。観光協会を民間主導の団体とする場合、県は観光協会の業務の実施に必要な支援、協力はするが、役割を超えて関与しないこと、また、県の関与が増大して民間的な発想・アイデアが阻害されることがないように配慮すべきである。

なお、観光協会が実施する観光振興事業の財政措置を県が補助金で支出していたことに対し、平成 16 年度に実施した包括外部監査人は、「観光協会が民間主導の観光プロモーションを行うためには、観光協会に弾力的な運用すなわち補助金の総額の枠内で補助対象事業及び補助額の区分を超えて業務執行することを認めることが必要となる。補助金から負担金や包括補助金に改めることを検討することが望ましい。」との意見を述べた。

これを受けて、県は 17 年度から負担金として交付しているが、観光協会の現状を踏まえると、観光協会の位置づけや役割を検討する際に県の支出科目について再検討する必要があると思われる。

2 (社) 信州・長野県観光協会会員からの会費徴収について

観光協会の定款第 7 条において、「正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入するものとする。ただし、総会で別に定めるものは、免除することができる。」としている。

平成 16 年 3 月 30 日に開催された観光協会総会において、当時の専務理事が「市町村、各種団体、企業等と同等の立場で観光協会を運営していくために、長野県以外からは会費を徴収しない。」と発言したことから、平成 15 年度まで 35 百余万円あった会費収入は、16 年度以降、県の会費分 1,386 万余円のみとなっている。

市町村等が応分の負担をしないことが、かえって観光協会に対して意見を述べづらくなったと推測でき、近年市町村等と観光協会の関係が疎遠になってしまった一因であると思われる。真に同等の立場で観光振興施策を実施していくために、会費徴収について検討すべきであると考えます。

その際、地方自治体の財政状況は非常に厳しい現状を踏まえ、単に金銭のみの負担を求めるだけでなく、観光協会への人的派遣といった市町村の事情や意向を十分尊重した負担方法についても検討すべきである。

3 国際観光推進事業の実施方法・事業効果の検証について

観光協会の主要事業の一つに、外国人観光客の誘致を推進する国際観光推進事業がある。平成 17 年度では、海外の旅行エージェント・マスコミ関係者の視察・取材対応、海外での観光説明・商談会の開催及び信州まつもと空港を利用した国際チャーター便の運行によるツアー造成を行っている。

海外での観光説明・商談会において、長野県への理解を深めてもらうために長野県の物産（食料品、ワイン等）を紹介するコーナーを設けた例も過去には見受けられたが、海外の旅行社を対象とした商談会では、その効果の程は疑わしいと言わざるをえない。

外国人の誘客事業については、誰を対象にするのか、長野県の何を宣伝するのか、費用対効果はどうか等を常に検証して事業を実施していくことを求める。また、年に数回程度の海外での商談会ではなく、例えば、誘客事業対象国（地域）の現地の人材を積極的に活用して誘客事業を継続的に実施すること、他の自治体と共同で海外現地事務所を設置すること等についても研究すべきである。

4 施設事業の見直しについて

市町村からの要請に基づき 339 施設を割賦販売した実績を持つ施設事業は、観光協会の自主財源を確保できる主要事業であるが、近年、販売数が低迷し、17 年度、18 年度と 2 年連続で販売実績がない状況である。

地方交付税制度の見直し等により市町村財政は大変厳しい状況にあることから、以前のように多くの市町村が大規模施設を建設することは見込めず、また、最近手掛けたものの多くが施設の改修、改善であることから、今後、施設事業を利用する市町村のニーズが大幅に増加するとは考えられない。

民間企業に任せられる部分は民間で行うべきであること等を踏まえると、施設事業を今後も継続していく合理的な根拠を見出すことは難しいと判断する。

しかしながら、施設事業を廃止すると観光協会自身による財源確保ができなくなることから、観光協会の今後の位置づけや役割とともに慎重に検討する必要がある。

5 別荘地管理事業及び温泉管理事業の見直しについて

別荘地管理事業は、旧観光開発公社が別荘分譲を行った後、別荘地の巡回警備等を請け負っている事業である。

このような事業は、民間でも行われており、観光協会が関与すべき必要性は乏しいと考えられる。

また、温泉管理事業は、旧開発公社が分譲した別荘地に引いている温泉の配管の保守・点検を行っている事業であるが、地元市町村等で対応が可能と考えられるため、あえて観光協会が行うべき必要性は乏しいと思われる。

以上から、いずれの 2 事業とも民間企業や地元市町村への事業譲渡が可能かどうかの検討が望まれる。